

節税レポート



平成 21年 6月号

発行日 2009.6.1

今月のテーマ 社長の給与所得控除額の損金不算入

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

同族会社の社長の給与の給与所得控除額が、法人所得の計算上、損金不算入となることについて、お話します。
税法では特殊支配同族会社の業務主宰役員の給与所得控除の損金不算入といいます。
難しく、硬い言葉ですね。 くだけた言葉をつかいましょうね。

こんなことです。

- 1) 会社の所得 0円 です。法人税は課税されません。
安心しました。
- 2) ところが 社長さんは 2,000万円の給与を取っていました。
こんな場合 給与に係る給与所得控除額 270万円
が会社の所得にプラスされるのです。
- 3) したがって、会社の所得は $0 + 270 = 270$ 万円となります。
当然 法人税等が発生します。

1 給与所得控除額の損金不算入の対象となる会社

- 1) 社長とその同族関係者が発行済株式の 90%以上を持っていること。

2) かつ、社長とその同族関係者の数が、常勤役員の数50%超であること。

1) と 2) の二つの条件ともにひっかかれば、社長の給与の給与所得控除額が会社の所得に加算されるのです。

2) ただ、所得等の金額が少ない会社まで、全て対象としてしまうのは気の毒です。
そこで、次の会社{ 1)又は 2)の会社}は対象から外すことになっています。

1) 法人の所得 + 社長の給与 が 1,600万円以下の場合

2) 法人の所得 + 社長の給与 が1,600万円超で、3,000万円以下で

社長の給与が(法人の所得 + 社長の給与)1/2以下である場合

例えば

社長の給与 900万円
法人の所得 1,000万円 の場合

$1,600万円 < 1,000万円 + 900万円 \leq 3,000万円$
以下

社長の給与
 $900万円 \leq (1,000万円 + 900万円) / 2 = 950万円$
以下

となりますので、社長の給与に係る、給与所得控除額を会社の所得に加算する必要はありません。

以上がこの制度の概要です。

この対策として、次の事が考えられます。

1-1) に対する対策

発行済株式の10%超を、同族関係者以外に持ってもらう。

従業員持株会や取引先に株式を持ってもらいましょう。

税理士などに、持ってもらっている会社もあるようです。
税理士としても、顧問先をつなぎとめることができるので、喜ぶでしょう。

この制度の適用を免れるため、税理士が株式を所有することに、疑問もありました。今のところこの点が税務調査で問題になったことは聞いておりません。

1-2) に対する対策

常務に従事する役員に占める同族関係役員の割合を、50%以下におさえる。

① 従業員を役員に昇格させる。

監査役は常務に従事する役員になりませんから、監査役を増やしても意味がありません。
又、非常勤役員を増やしてもムダです。

② 逆に、役員になっている同族関係者に、役員から下りてもらいましょう。

2-1)、2-2) に対する対策

保険を利用して所得を抑える等が考えられます。

しかし、会社は本来、利益を上げ、増やすことを目指すものですから、後ろ向きのテクニックにエネルギーを注ぐことをお勧めしません。